

西都市防災マップ作成業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

西都市（以下「本市」という。）の防災情報の更新に伴い防災マップを作成するにあたり、その企画提案募集手続きその他必要な事項を定め、受託候補者として最適と考えられる事業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称

西都市防災マップ作成業務委託

(2) 業務の目的

令和8年8月現在、本市は、令和2年3月作成の防災マップを配布するとともに、公式ホームページ上において現行の防災マップ（PDF）を閲覧できるよう掲載している。

令和2年から現在に至る間の、背景地図を含む各種防災関連情報における質と量の向上は著しく、紙媒体及び電子媒体ともに、情報の最適化及び閲覧に係る精細化の向上を図るため防災マップを更新することとした。

本業務は、本市の地域特性を踏まえた各種情報について、判別しやすい精細な地図を利用した防災マップを作成し、適切な地図情報等を提供することにより、市民の防災意識の向上及び防災対策の推進を図られることを目的とする。

(3) 業務内容

別に定める「西都市防災マップ作成業務委託仕様書」のとおり。

(4) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

(5) 提案見積額の上限

金8,701,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は上限を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 参加資格要件

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に本店又は支店等を有する者であること。
- (2) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 公告日以前3か月以内に、手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生

手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税、その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 市税（西都市に対して納税義務のあるものに限る。）、都道府県税（委任状を提出する場合は委任された営業所等の所在のもの）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (7) 本件の公告日から参加申込書提出期限日までの間に西都市物品等入札参加資格停止の措置に関する要綱（平成 27 年西都市告示第 116 号）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 本件の公告日から参加申込書提出期限日までの間に宮崎県の指名停止を受けていない者であること。
- (9) 西都市暴力団排除条例（平成 23 年西都市条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する団体でないこと及び同条第 2 号から第 3 号の規定に該当する者がいない団体であること。

4 スケジュール

(1) 公募開始	令和 8 年 9 月 7 日(月)	
(2) 質問受付期限	令和 8 年 9 月 11 日(金)	午後 5 時(必着)
(3) 質問書回答日	令和 8 年 9 月 15 日(火)	までに随時回答
(4) 参加申込書提出期限	令和 8 年 9 月 16 日(水)	午後 5 時(必着)
(5) 参加資格要件確認結果通知	令和 8 年 9 月 25 日(金)	
(6) 企画提案書等提出期限	令和 8 年 9 月 30 日(水)	午後 5 時(必着)
(7) プレゼンテーション審査	令和 8 年 10 月 6 日(火)	
(8) 審査結果通知（予定）	令和 8 年 10 月 8 日(木)	
(9) 契約締結（予定）	令和 8 年 10 月 9 日(金)	

※ ただし、各実施日は、事務の都合等により変更の可能性がある。

5 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問書の提出方法及び回答方法は以下のとおりとする。なお、口頭又は電話による質問については対応しない。

(1) 質問

① 質問方法

質問書（様式 5）を電子メールにより、「13 書類の提出及び問合せ先」に送付すること。なお、電子メールの件名は「西都市防災マップ作成業務委託公募型プロポー

ザル質問書」とし、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

② 質問受付期限

令和8年9月11日(金) 午後5時まで(必着)

(2) 回答

① 回答方法

質問及び回答を本市のホームページ (<http://www.city.saito.lg.jp>) に随時掲載し、個別に回答は行わない。質問のあった事業者名については公表しない。なお、質問回答書は、仕様の追加又は修正とみなすこととする。

② 回答期日

令和8年9月15日(火)まで

(3) その他

質問の対象となる文書名及び項番号、質問事項を記載すること。また、質問内容ではできる限り専門用語を控え、分かりやすく簡潔な表現を用いること。

6 参加申込みについて

(1) 参加申込書等の提出

① 提出書類及び部数

書類番号	提出書類名	様式	提出部数
1	参加申込書	様式1	1部
2	法人概要書	様式2	1部
3	営業所一覧表	様式3	1部
4	役員等一覧表	様式4	1部
5	財務諸表	任意	1部
6	商業登記簿謄本	写し可	1部
7	市税完納証明	原本	1部
8	宮崎県税納税(完納)証明書	写し可	1部
9	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書(納税証明書その3の3)	写し可	1部

※) 書類番号6～9については、参加申込書提出日3か月以内に発行したものを有効とする。

② 提出期限

令和8年9月16日(水) 午後5時まで(必着)

③ 提出先

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 西都市危機管理課(西都市役所3階)

④ 提出方法

提出資料は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限ま

でに必着のこと。

(2) 参加資格要件確認結果通知について

令和8年9月25日(金)に電子メールにより参加申込者全員に対して通知する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

別添の「西都市防災マップ作成業務委託仕様書」を参照し、少なくとも次の事項を考慮の上、記載するものとする。

ア 本業務に関する基本的な考え方

イ ハザード情報の整理・掲載方法

ウ 住民にとって分かりやすい防災マップとするための工夫

エ 高齢者、障がい者、外国人、子ども等に配慮した情報提供の考え方

オ 避難行動につながる情報の掲載方法

カ 地図の見やすさ・デザイン・レイアウトに関する提案

キ その他、本業務の目的達成に有効と考える提案

② 業務実績表(様式6)

本業務と類似する業務の受注実績がある場合は記載すること。

③ 業務実施体制調書(任意様式)(1部)

予定する体制、人員、役割分担及び各分担間の連携について具体的に記載すること。
また、予定する責任者(総括責任者を含む。)及び担当者を明確に記載することとし、それぞれの者の実施業務、資格等について記載すること。資格等については証書等の写しを添付すること。

④ 見積書(任意様式)

ア 見積書は、必要事項を記載し、契約権限のある者(参加申込書に記載の会社名・代表者名)について記名・押印の上、必ず封書(すべての継ぎ目を見積書に使用した印で封印すること)で提出すること。封筒の表には、件名及び宛名(西都市長あて)とともに、商号又は名称、所在地、提出日を記載すること。

イ 見積書は、内訳が分かるよう記載すること。内訳については、仕様書に記載する経費について、総事業費の積算内訳を可能な限り詳細に記載すること。

ウ 見積書の総事業費は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

(2) 提出部数

上記(1)提出書類については、紙媒体を各1部と上記データを格納した電子データ(PDFデータをCD-R又はDVD-Rにて1枚)を提出すること。

(3) 提出期限

令和8年9月30日(水) 午後5時まで(必着)

なお、参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を速やかに提出すること。

(4) 提出先

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 西都市危機管理課（西都市役所3階）

(5) 提出方法

提出資料は、上記（2）提出部数を参照のうえ、持参又は郵送により提出すること。
持参の場合は、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。

(6) 提出書類作成の留意事項

- ① 企画書類の規格は、原則全てA4サイズ、用紙縦使い、横書き片面印刷、文字サイズ11ポイント以上（表、フロー図等のフォントサイズは自由）とし、各ページ下部にページ番号を表示すること。ただし、やむを得ない場合はA3サイズを折りたたみ、挿入することも可とする。
- ② 資料提出後の追加、訂正は一切認めない。また、提出された資料は返却しない。
- ③ 資料作成に係る費用は、参加申込者が負担するものとする。
- ④ 提出書類は選定以外の目的には使用しない。

8 選考方法

西都市防災マップ作成業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、参加申込者（失格した者を除く。）によりプレゼンテーション及び質疑を実施し、審査を行う。

(1) 審査

「西都市防災マップ作成業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

(2) 実施予定日

令和8年10月6日(火)

プレゼンテーションの実施時刻は、電子メールにより事前に通知する。

(3) 実施場所

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 西都市役所庁議室（西都市役所3階）

(4) 実施方法

- ① プレゼンテーション及び質疑の参加人数は1者につき3名以内とし、本業務に携わる予定者を含めるとともに、その者が企画提案についてプレゼンテーションを行うこと。
- ② 実施時間は1者につき、準備5分以内、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。
ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間を短縮することがある。
- ③ プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うこととし、追加提案や追加資料の配布は認めない。スクリーン、プロジェクターの設置等については市で行うが、パソコン（HDMI映像出力が可能なもの）及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

- ④ 審査プレゼンテーション及び質疑の順番は、原則として提案書の受付順とする。
- ⑤ 審査プレゼンテーション及び質疑は個別に行い、非公開とする。

9 審査結果の通知

採否に関わらず、すべてのプロポーザル参加者に電子メールで通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10 契約

- (1) 本プロポーザル結果に基づく随意契約とし、契約手続きは西都市財務規則（昭和 39 年西都市規則第 7 号）によるものとする。
- (2) 審査により、選定した受託候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、協議が不調となった場合は、次順の候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。
- (3) 委託業務については、受託候補者と協議の上、内容を一部変更する場合がある。

11 失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が提案見積額の上限を超過している場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) その他、公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合

12 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
業務完了後も同様とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用及び契約締結に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルで参加申込者から提出された書類は返却しない。
- (7) 本プロポーザル又は本業務に関する情報公開請求があった場合は、西都市情報公開条例（平成 11 年西都市条例 1 号）の規定により提出書類の公開をする場合がある。

13 書類の提出及び問合せ先

- 【所在地】 〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町 2 丁目 1 番地
- 【担当部署】 西都市危機管理課
- 【担当者】 日高、倉内
- 【電話番号】 0983-43-0380
- 【FAX】 0983-43-3654
- 【電子メール】 bosai@city.saito.lg.jp